

薬生発0301第1号  
平成31年3月1日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第18号。以下「改正省令」という。）については、平成31年3月1日に公布され、平成31年6月1日から施行することとされたところです（当該改正省令は別添の通りです。）。

その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓が併記することが可能となるよう必要な検討等を行うこととされたことを受け、薬剤師に係る免許証についても、旧姓併記を可能とすることとする。

#### 第2 改正の内容

薬剤師法施行規則様式第1及び様式第4について旧姓併記の希望の有無及び旧姓の記入欄を設ける改正を行うとともに、様式第3について薬剤師免許証に旧姓を氏名と併せて記載することとする改正を行う。

#### 第3 施行期日

改正省令は、平成31年6月1日から施行する。



○厚生労働省令第十八号

薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 根本 匠

薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。  
様式第一（第一条関係）

薬 剂 師 免 許 申 請 書



1 年 月 施行第 回薬剂師国家試験合格  
(受験地 ) 合格証書番号第 号

2 成年被後見人又は被保佐人ではありません。

3 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)

4 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)

5 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)  
有・無

上記により、薬剂師免許を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
年 月 日 生 (男・女)  
電 話

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第四条関係）

薬 剂 師 免 許 証

本籍地都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

薬剂師法(昭和二十五年法律第四百十六号)により免許された薬剂師であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣



薬剂師名簿登録番号

薬剂師名簿登録年月日

備考 免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第四を次のように改める。

様式第四 (第五条関係)

入 紙

薬 剂 師 免 許 証 書 換 交 付 申 請 書

- 1 登録の年月日
- 2 薬剤師名簿登録番号
- 3 書換交付申請の理由
- 4 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)  
有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話  
年 月 日  
◎ (男・女)  
日生

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附 則

(施行期日)

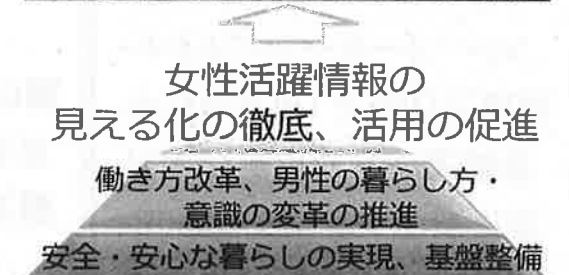
- 1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 女性活躍加速のための重点方針2017 (平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

## 基本的な考え方

- ・ 2016年4月の女性活躍推進法完全施行により、我が国における女性活躍は 新たなステージへ
- ・ 次のステップとして、女性活躍や生産性向上に資する 働き方改革及び男性の暮らし方・意識の変革の推進と女性活躍情報の見える化の徹底と活用の促進により、各界各層、全国各地における自発的な取組につなげ、女性活躍の好循環を生み出していく

## 各界各層の自発的な取組の促進



## 女性活躍情報の「見える化」の徹底、活用の促進

- ・ 「女性活躍推進法「見える化」サイト」や、「女性の活躍推進企業データベース」の充実
  - ・ 女性活躍情報等を活用した指数やランキングなど活用事例の周知、女性活躍推進法の施行状況を踏まえた情報公表制度の強化策等の検討
  - ・ 機関投資家等を対象とした女性活躍情報等を活用したESG投資(※)への取組状況等の調査や、「女性役員情報サイト」の二か国語化など、資本市場等における「見える化」の推進
- ※ 環境 (Environmental)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素を投資判断に組み入れている投資手法であり、特に「社会」や「ガバナンス」の分野において女性の活躍が企業経営等にプラスの影響を与えると考えられている
- ・ 理工系女子学生のスキルと産業界が求めるスキルを「見える化」するwebシステムの利活用の促進
  - ・ 男性の育児休業の取得状況「見える化」の促進 など

## あらゆる分野における女性の活躍の促進

- ・ 「働き方改革実行計画」等を踏まえた女性活躍に資する働き方改革の推進
- ・ 育児休業や介護休業の円滑な取得・職場復帰による継続就業を支援するための取組の推進
- ・ 男性の暮らし方・意識の変革に向けた育児休業や配偶者の出産直後の休暇の取得促進等
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた女性アスリートの活躍の推進
- ・ 「女性自衛官活躍推進イニシアティブ」に基づく女性自衛官の活躍の推進及びその前提となる環境整備 など

## 安全・安心な暮らしの実現、基盤の整備

- ・ 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進
- ・ 外出時や夜間等の授乳において簡便な乳児用液体ミルクの普及に向けた取組
- ・ パスポートにおける旧姓併記など旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組 など

# 女性活躍加速のための重点方針2017 (平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

## I あらゆる分野における女性の活躍

### ○女性活躍に資する働き方改革の推進

- ・「働き方改革実行計画」等を踏まえ、以下の取組を推進
  - －長時間労働の是正
  - －非正規雇用労働者の正社員転換や同一労働同一賃金などの待遇の改善
  - －テレワークの推進等、多様で柔軟な働き方の推進
  - －各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

### ○男性の暮らし方・意識の変革

- ・男性の育児休業の取得状況の「見える化」の推進、「男の産休」の取得促進、男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向けた官民連携による国民全体の気運醸成

### ○あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

- ・女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の「見える化」の徹底・活用の促進
- ・理工系を始めとする科学技術・学術分野の女性活躍
- ・起業に対する支援の強化
- ・地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進、地域に根差した組織・団体における取組の推進、先進的な取組事例の収集・情報発信
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた女性アスリートの活躍の推進

## II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

### ○女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進
- ・犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実や性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について全国共通の短縮ダイヤル番号(＃4桁番号)を導入
- ・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく若年層を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進、婦人保護事業の在り方検討

### ○女性活躍のための安全・安心への支援

- ・子供の未来応援国民運動の推進、養育費の履行の確保に向けた検討等ひとり親家庭等への支援の拡充

### ○生涯を通じた女性の健康支援の強化

- ・女性の健康増進に向けた取組

## III 女性活躍のための基盤整備

### ○子育て、介護基盤の整備

- ・幼児教育・保育等の「量的拡充」及び「質の向上」、待機児童の解消や介護離職ゼロに向けた保育士、介護人材の処遇改善
- ・企業主導型保育事業の活用等による多様な保育の受け皿の拡充、「子育て安心プラン」に基づく待機児童解消等の取組の推進

### ○女性活躍の視点に立った制度等の整備

- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大や配偶者手当の見直しに向けた取組
- ・マイナンバーカード、パスポート等における旧姓併記、銀行口座等における旧姓使用の拡大に向けた取組